

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、公益通報が行われることが行政機関等の業務の執行に関する法令に違反する事実等の是正及び発生の防止にとって重要であることにかんがみ、公益通報の在り方、公益通報者の保護その他公益通報に関する制度について定めることにより、国の行政運営の適正化を図ることを目的とする。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「公益通報」とは、行政機関等の業務の執行に関する から までのいずれかに該当する事実についてなされる通報、告発、情報の提供その他これらに類する行為をいうものとする

こと。

(第二条第一項関係)

法令に違反し、又は違反するおそれがある事実

人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれがある事実 (に該当するものを除く。)

会計経理に関し明らかに不当であると認められる事項がある事実

2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいうものとする。

(第二条第二項関係)

3 この法律において「行政機関等」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに各特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）及び日本郵政公社をいうものとする。

(第二条第三項関係)

4 この法律において「職員」とは、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員で行政機関等に勤務するものをいうものとする。

(第二条第四項関係)

第二 公益通報

一 公益通報の在り方

1 公益通報は、第一の二 1 から までのいずれかに該当する事実に係る国の行政運営の適正化を図る目的で行わなければならないものとする。

(第三条第一項関係)

2 公益通報は、行政機関等以外のものに対しても行うことができるものとする。この場合においては、公益通報に係る事実の内容に応じて適切なものを相手方としなければならないものとする。

(第三条第二項関係)

二 不利益取扱いの禁止

職員は、一に従って公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないものとする。

ただし、当該公益通報に係る第一の二 1 から までのいずれかに該当する事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときは、この限りでないものとする。

(第四条関係)

三 上司等を相手方とする公益通報

1 職員は、第一の二 1 から までのいずれかに該当する事実があると思料してその属する行政機関等における上司その他の当該行政機関等における適切な職にある者を相手方として公益通報をした場合には、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときであっても、当該公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(第五条第一項関係)

2 1 の場合において、当該公益通報を受けた者は、当該公益通報に係る事実について調査の上、必要

な措置を講じなければならないものとする。 (第五条第二項関係)

- 3 1 の場合において、当該公益通報を受けた者は、当該公益通報者の氏名の秘匿その他の措置で当該公益通報者を保護するために必要なものを講じなければならないものとする。

(第五条第三項関係)

- 4 その属する行政機関等の業務の執行に関し罪を犯した職員が捜査機関に発覚する前に当該犯罪について当該行政機関等における上司その他の当該行政機関等における適切な職にある者に対して公益通報をしたときは、その刑を減輕することができるものとする。 (第五条第四項関係)

四 行政適正化委員会を相手方とする公益通報

- 1 職員は、第一の二 1 から までのいずれかに該当する事実があると思料して行政適正化委員会を相手方として公益通報をした場合には、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときであっても、当該公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。 (第六条第一項関係)

- 2 行政適正化委員会は、公益通報を受けた場合において、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに

足りる相当な理由があると認めるときは、当該公益通報に係る行政機関等の長に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。 (第六条第二項関係)

3 行政適正化委員会は、2による勧告をしたときは、当該行政機関等の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができるものとする。 (第六条第三項関係)

4 行政適正化委員会は、その受けた公益通報に係る事実について、2による勧告をしたときはその旨を、2による勧告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、3による報告を求めたときはその旨及びその報告の内容を、それぞれ、遅滞なく、公益通報者に書面で通知しなければならないものとする。 (第六条第四項関係)

5 行政適正化委員会は、公益通報を受けたときは、当該公益通報者の氏名の秘匿、資料の提供その他の措置で当該公益通報者を保護するために必要なものを講じなければならないものとする。 (第六条第五項関係)

6 職員の守秘義務その他の職務上の義務に関する法律の規定は、職員が行政適正化委員会を相手方として公益通報をすることを妨げるものと解釈してはならないものとする。 (第六条第六項関係)

- 7 行政適正化委員会は、公益通報を受けたときは、当該公益通報に係る事実の存否の判断のため必要な範囲において、当該公益通報に係る行政機関等の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は当該行政機関等の業務の執行について実地に調査することができるものとする。 (第六条第七項関係)
- 8 2 による勧告を受けた行政機関等の長は、当該勧告に関し、公にされることにより当該行政機関等の業務の執行に著しい支障を生ずるおそれのある事実があるときは、行政適正化委員会に対し、その旨を通知することができるものとする。 (第六条第八項関係)

五 職員以外の者による公益通報

- 1 国は、職員以外の何人に対しても、第一の二 1 から までのいずれかに該当する事実があると思料して一に従って公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないものとする。ただし、行政機関等以外のものを相手方として公益通報をした場合において、当該公益通報に係る事実の存在を信ずるに足りる相当な理由がないときは、この限りでないものとする。 (第七条第一項関係)

- 2 四の 2 から 5 まで、7 及び 8 は、職員以外の者が行政適正化委員会を相手方として公益通報をした

場合について準用するものとする。

(第七条第二項関係)

六 国会に対する報告等

行政適正化委員会は、毎年、その受けた公益通報の状況、四の2（五の2において準用する場合を含む。）による勧告及びその勧告に基づいてとられた措置について記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣を経由して国会に提出するとともに、一般に公表しなければならないものとする。

(第八条関係)

第三 行政適正化委員会

一 設置

内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、行政適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(第九条関係)

二 任務

委員会は、公益通報を受け、当該公益通報に係る行政機関等の長に対する勧告その他の措置を講ずることにより、国の行政運営の適正化を図ることを任務とするものとする。

(第十条関係)

三 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとする。 (第十二条関係)

四 組織

委員会は、委員長及び委員四人をもって組織するものとする。 (第十三条第一項関係)

五 身分保障

委員長及び委員は、 から までのいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。 (第十六条関係)

破産の宣告を受けたとき。

禁錮^こ以上の刑に処せられたとき。

委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

六 服務

1 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を

退いた後も、同様とするものとする。 (第十八条第一項関係)

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないものとする。 (第十八条第二項関係)

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならないものとする。 (第十八条第三項関係)

七 規則の制定

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、行政適正化委員会規則を制定することができるものとする。 (第二十条関係)

八 事務局

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとする。 (第二十一条関係)

第四 罰則

第三の六 1 に係る罰則について所要の規定を設けること。 (第二十四条関係)

第五 その他

- 一 この法律は、平成十六年十月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

(附則第一条関係)